

MS規格説明会(2016年)FAQ
AQMS・QMS (1/4)

カテゴリ	番号	ご質問内容	回 答
JAB MS305:2015	1	JIS Q 9001適用の組織で、DSP Z 9008の区分 a の要求に対応している場合、審査工数が追加となるか？	追加対象となります。追加する審査工数については組織毎の状況に応じて設定します。
JIS Q 17021-1:2015	1	(1)「製品の包装へのマネジメントシステム等の記載」については、JIS Q 9001認証では適用できるが、JIS Q 9100認証の場合には適用できるのか？ (2)記載方法について	(1)「現在、航空宇宙の認証制度で特に規定している要求事項はないため、17021-1の規定に従うものと認識している。」(即ち9100認証でも適用できる)とのJPMC見解です。 (2)「認証の引用及びマークの使用規定」(P080401 R09)によります。 本項を適用する場合には、必ずBSKにお問い合わせをお願いします。
JIS Q 9001:2015	1	JIS Q 9001:2015の移行期限を詳しく知りたい。	移行期限は、2018年9月14日までで、この日までに認証を終えていることが必要です。審査実施の期限については、審査時指摘事項への対応時間等を考慮し、2018年6月末と設定していますが、組織様には少し早目の移行審査時期設定をお奨めします。
	2	移行審査前にJIS Q 9001:2015版での内部監査とマネジメントレビューの実施は必須か？	2015年の説明会でも説明の通り、内部監査とマネジメントレビューが、現地審査前までにJIS Q 9001:2015版で完了している必要があります。
	3	JIS Q 9001:2015の移行審査では、JIS Q 9001:2015の適用についてのみ審査するの？	JIS Q 9001:2015への移行審査では、JIS Q 9001:2015の運用状況を審査するとともに、JIS Q 9001:2015適用開始までに運用していたJIS Q 9001:2008の運用実績の確認も行います。
	4	認証範囲は会社全体が基本となるのか？	認証範囲は、組織の実情に合わせ、妥当と判断できれば、組織の一部を認証範囲とすることは可能です(例えば事業部単位等)。組織の一部を認証範囲とする場合、認証範囲の製品あるいはサービスに欠かせない活動(例：受注～顧客への納入)が含まれている必要があります。
	5	組織の能力に影響を与える、外部及び内部の課題を明確にした文書が必要か？	「外部及び内部の課題を明確にしなければならない」との規格要求で、文書化は求められていませんが、「外部及び内部の課題に関する情報を監視し、レビューしなければならない」ことから、「外部及び内部の課題」を組織の共通認識情報とすることは必要です。

MS規格説明会(2016年)FAQ
AQMS・QMS (2/ 4)

カテゴリ	番号	ご質問内容	回 答
JIS Q 9001:2015	6	文書化した情報の「維持」と「保持、及び、「・・・を明確にする」ことについての違い、あるいはどうすれば明確になっていると言えるのか知りたい。	文書化した情報の「維持」：対象はJIS Q 9001:2008での文書にあたります。 文書化した情報の「保持」：対象はJIS Q 9001:2008での記録にあたります。 「・・・を明確にする」こと：何らかの形で明確にされていれば良いわけですが、情報化されていれば良いと考えます。
	7	トップマネジメントプロセスの審査の際、一部情報（経営情報の詳細等）の非開示はできるか？	トップマネジメントプロセス（表現は組織によって異なると思われる）等の審査において、組織の外部及び内部の課題、あるいはリーダーシップ等の確認を実施します。その際、組織のマネジメントシステムとは直接関係しない経営詳細情報等を非開示とすることは可能です。
	8	JIS Q 9001:2015の移行において、審査時にJIS Q 9001:2015の運用実績は何ヶ月必要か？	組織の業務形態（受注契約から顧客納入までの期間の長短等）にもよりますが、通常3ヶ月の運用を目処としています。
	9	サービス業ではチェックリストが「監視及び測定のための資源」に該当することだが、製造業等で設備・施設の維持・確認のために使うチェックリストも「監視及び測定のための資源」となるのか？	設備・施設の維持・確認のために使うチェックリストについては、組織としてその位置付けを明確にして運用すれば良い。チェックリストを「監視及び測定のための資源」として扱うか、あるいは設備・施設が適切であることを確認するための、あるいは確認した「文書化した情報」とするか組織で決定してください。
JIS Q 9100:2016	1	JIS Q 9100:2016の移行審査では、JIS Q 9100:2016の適用についてのみ審査するのか？	JIS Q 9100:2016への移行審査では、JIS Q 9100:2016の運用状況を審査するとともに、JIS Q 9100:2016適用開始まで運用していたJIS Q 9100:2009の運用実績の確認も行います。
	2	JIS Q 9100:2016の移行において、審査時にJIS Q 9100:2016の運用実績は何ヶ月必要か？	組織の業務形態（受注契約から顧客納入までの期間の長短等）にもよりますが、通常3ヶ月の運用を目処としています。
	3	組織の内部監査員設定時期が審査時期との関係で気になります。	JIS Q 9100:2016発行後、組織として、JIS Q 9100:2016対応内部監査員を組織の規定に従って任命してください。その上で、内部監査を実施する必要があります。

MS規格説明会(2016年)FAQ
AQMS・QMS (3/ 4)

カテゴリ	番号	ご質問内容	回 答
JIS Q 9100:2016	4	移行審査における審査工数の追加はどのくらいか？	移行審査は2段階で実施します。第1段階（文書レビュー）で通常、0.5人日を追加します。第2段階では、原則としてサーベイランス審査で現地審査工数20%追加、再認証審査で現地審査工数10%追加します。 またJIS Q 9100とJIS Q 9001の認証範囲が異なる場合には、当該組織の状況に応じた追加工数の算定を行います。
	5	移行審査をサーベイランス審査あるいは再認証審査とは別に実施する場合の審査工数はどのくらいか？	移行審査をサーベイランス審査あるいは再認証審査とは別に実施する場合、サーベイランス審査で移行する場合と同じ審査工数とします。
	6	JIS Q 9100:2016 (JIS Q 9001:2015)の要求を反映したシステムを先行運用して移行申請をしていない場合の審査はどのように行なわれるか？	2017年6月14日まではJIS Q 9100:2009 (JIS Q 9001:2008)で審査します。 2017年6月15日以降はJIS Q 9100:2016 (JIS Q 9001:2015)での審査が必須となります。
	7	8.1.3製品安全 において、「・・・組織及び製品に適するように、製品ライフサイクル全体で製品安全を保証するために必要なプロセスを計画し、実施し、管理しなければならない。」とあるが、どのようなプロセスを考えればよいか？	<ul style="list-style-type: none"> ・製品安全の定義：製品が人々への危害又は財産への損害に至る許容できないリスクをもたらすことなく、設計した又は意図した目的を満たすことができる状態。 ・対象製品に対する安全上の要求と、その製品についての組織の業務責任範囲に応じて、8.1.3項の注記に記述されているような活動を組織のプロセスとして計画し、実施し、管理する必要があります。 要求事項の解説が、http://www.sae.org/iaqg/projects/clause_by_clause.pdf http://www.sjac.or.jp/jaqg/data/9100_2016.htmlに掲載されていますので参照ください。 ・この項での「保証（英語ではassure）」という表現は、「確かであると請け負う」ことにあたると考えられます。
	8	8.4.2項で材料試験報告書の妥当性確認を行なう対象が「材料を重大な運用リスク（例えば、クリティカルアイテム）として識別する場合」と規定されるようだが、具体的な対象はどのようなものか？	組織の顧客、あるいは組織が、JIS Q 9100:2016規格に定義されたクリティカルアイテムに該当すると判断した対象製品が該当します。具体的な対象については、「顧客要求」または組織内の検討によります。

MS規格説明会(2016年)FAQ
AQMS・QMS (4/ 4)

カテゴリ	番号	ご質問内容	回 答
その他	1	BSK HPで会員制のWEBにするそうだが登録された人か。それとも組織（企業）か？	認証組織からの申請情報を取り扱うため、認証組織の連絡担当者または管理責任者がアクセスできるように考えております。
	2	地方防衛局監督官以外の見学の根拠は何によるのか？	JIS Q 17021-1:2015 9.2.2.2.1 オブザーバー に基づき、組織及び認証機関において見学の依頼に対し、正当な理由があると判断された場合によります。
	3	審査見学の地方防衛局監督官が審査内容判定に介入することがあるのか？	見学者が審査時に審査員に影響を及ぼすことはありません。 また審査の判定を行う判定委員会に出席することはありません。

MS規格説明会(2016年)FAQ
EMS (1/1)

カテゴリ	番号	ご質問内容	回 答
JIS Q 14001:2015	1	箇条5のリーダーシップに要求される「事業プロセスとEMS要求事項の統合を確実にする」とは、具体的にどの様な意味ですか？	EMSの意図した成果を達成するために、物的資源や人的資源等を投入し、経営トップの役割を果たすことと考えられます。統合をより確実にするためには、事業計画（設備投資計画、人員計画等）に環境に関連した事項を反映する必要がある場合があります。
	2	サービス業に於いてEMSを確立する場合、どの様な取組が考えられますか？	具体的な取組は、サービスの種類や提供手段等によって異なりますが、例えば、商社の場合は、事務所に於ける紙、ゴミ、電気等の管理以外にも、不良在庫の廃棄量削減に向けた発注管理の改善、環境配慮製品の拡販等も考えられます。いずれにしても、意図した成果（EMSを活用して実現したい事）を明確にし、この実現に向けた取組が望まれます。
	3	箇条6.1に於いて、「6.1.1～6.1.4に規定する要求事項を満たすために必要なプロセス」を確立する旨の要求がありますが、6.1.1～6.1.4の細分箇条毎にプロセスを確立しなければならないのでしょうか？	細分箇条毎に確立しても良いし、6.1項をまとめて、或いは、6.1項～6.2項を一つのプロセスとして確立することも可能です。プロセスの大きさは、組織の実態や、管理の容易性等を考慮して設定することを推奨します。
	4	箇条6.1.1に於いて、「環境側面、順守義務、並びに4.1及び4.2で特定したその他の課題及び要求事項に関連する、リスク及び機会」を決定する旨の要求がありますが、ここで云う”その他”とは何を指すのですか？	環境側面及び順守義務ではない、外部及び内部の課題、利害関係者のニーズ及び期待です。例えば、内部の課題としての“生産数量の増大”等が考えられます。“その他”という言葉に着目する必要性は薄く、「4.1及び4.2で特定した課題及び要求事項」と理解して頂いて結構です。
	5	移行審査に於いて、内部監査やマネジメントレビューの完了が2段階審査（現地審査）の受審条件としていますが、1段階審査（書類審査）時にこれらの記録を提出する必要があるのですか？	必要ありません。2段階審査までに完了していれば結構です。但し、2段階審査前に各種資料の事前提出をお願いする際に、これらの記録の提出をお願いする場合があります。